

PDS モデルの著作物管理・運用に係る課題検討

加藤 綾子[†]文教大学情報学部[†]

1. はじめに

従来、事業者等を中心に運用されていた仕組みを、個人を中心とした考え方にしていこうとする議論が各所で生じつつある。技術、法、制度、市場、文化などの相互作用によって成り立つ社会経済についての考え方が、個人中心のモデルへと移り変わる中、個人中心のモデルがどのようなシステムによって実現されるのか、また、それによって生じる課題は何であるかを検討しておく必要がある。

パーソナルデータ利活用の議論では、自己情報コントロールやプライバシーなどの観点から、個人本人へのデータ開示や、個人によるデータの管理・許諾が提唱されている。そこでは PDS (Personal Data Store) を用いて個人の意思が反映されるようなデータ利活用の実現が目指されている^{[1][2][3]}。この背景の一つには、VRM (Vendor Relationship Management) の考え方がある。これは、顧客を企業が管理する発想から脱却し、個人を中心に事業者等との関係性が再構築されるべきだというものである^[4]。この発想はパーソナルデータに限らず、財・サービスの生産・流通・管理・宣伝等が企業のみならず個人によってもなされる現象と相性が良い。

情報財化しやすい著作物の分野では、一般消費者による財・サービスの生産、流通、宣伝等が既に一定の広がりを見せている。メディア・コンテンツ関連の既存研究では、従来の市場の縮小傾向や生産消費者 (Prosumer) の顕在化、CGM・UGC の拡大が示されてきた。しかし、次なる社会経済の仕組みを検討する上では議論のフレームワークが不足していた。

PDS のシステムモデルは機械可読式データであればパーソナルデータ以外の分野にも応用することができる。本稿は PDE (Personal Data Ecosystem) の議論から示唆を得て、著作物の管理・運用に関して、個人中心のモデルを実現する PDS のシステムを導入した場合について検討し、いくつかの可能性と課題を提示する。なお本稿は加藤 (2015)^[5] を下地にして検討を深める。

2. PDS のシステムモデル

ここでは、PDS を実現するツールの一つである PLR (Personal Life Repository) を参考に著された PDS のシステムモデル^[6] について説明する (図 1)。本システムの特徴は、パーソナルデータの管理権限

Some Issues on Rights Management of Creative Works Using PDS Model

[†]Ayako Kato, Faculty of Information and Communications, Bunkyo University

を完全に個人に帰着させる点にある。データの保管には Google Drive や Dropbox などのクラウドストレージの使用が想定されている。保管されるデータはファイル毎に暗号化される。このため、データの内容がクラウドストレージ業者に読まれることはないとされている。データの管理権限を有する個人は、アプリケーションを介して本システムにアクセスする (図中の Applications)。他者によるデータへのアクセスの如何は、個人本人が詳細を決定する (図中の Access Control)。アクセス方法や読み取り回数などは DRM (Digital Rights Management) によって制御される。認証機能は外部の認証機関を利用することが想定されている (図中の IdP)。

データの管理権限を個人に帰着させる本システムモデルは、本人許諾を要するさまざまな分野に応用可能であると考えられる^[5]。

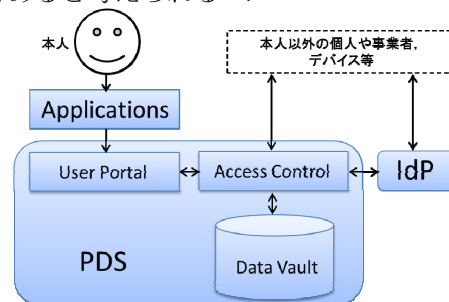


図 1. PDS のシステムモデル (概念図)

出所：青木・秋山・飯山ら (2015) を元に加藤 (2015) が作成。注：いくつかの機能を省略して図示している。

3. 著作物及び著作権の管理・運用の従来モデル

著作物及び著作権は、権利者の許諾を要する事例の一つである。他者の著作物利用に際しては、私的使用のための複製や教育機関における利用など例外的な場合を除き、原則として著作権者の許諾を得なければならない。

また、著作財産権は他者に譲渡することができる。そのため、著作物を扱うビジネスでは、事業者等はパッケージ商品の流通販売から収益を上げるだけでなく、著作者から譲り受けた著作財産権を利活用して権利ビジネスからも収益を得ることができる。

特に音楽については著作財産権の譲渡、信託、利活用の仕組みが比較的整備されている (図 2)。商業的な軌道に乗る楽曲の詩曲の著作権は、多くの場合、音楽出版社に譲渡されている。音楽出版社は著作権者として、音楽著作権の管理を JASRAC 等の著作権等管理事業者に信託している。

原作者にとってこの仕組みは、自身が有する財

産権を手放す代わりに、事業者が著作物の利活用と価値向上を図ってもらい、権利収入の拡大を図るものである。原著作者による音楽著作権の所有と、著作物の商業的な利活用および権利収入はトレードオフの関係となりがちである。

音楽出版社や JASRAC 等による一元的な管理は、情報集約や窓口機能の面で一定の合理性がある。しかし、より多くの楽曲を管理する事業者ないプラットフォームへのロックインが働きやすいことや、包括許諾となりがちであること、制度設計がなされた時代には想定し得ない創作形態や利用形態が生じる中で、柔軟性を欠くことなどが課題となっている。

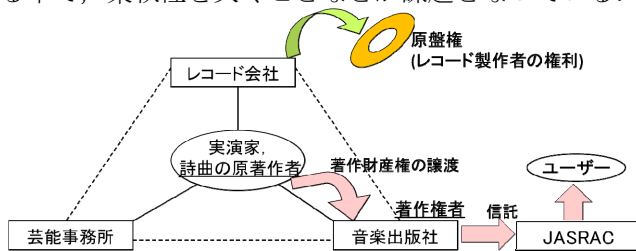


図2. 音楽著作権の仕組み(従来モデル)
出所：安藤(2004)を元に筆者が加筆して作成

4. 著作物管理・運用へのPDSの応用と課題

PDSモデルで著作物の管理・運用を行う場合、著作物データは各著作物のPDS内に保管される。データはファイル毎に暗号化されるため、復号しない限り作品の視聴はできない。DRMの設定次第では、インデックスのみを閲覧可能にして作品の全編を視聴するには何らかの追加的な条件を要するようになり、一部のファイルの複製を許可したりすることができる。

PDSモデルでは個人による管理や流通が前提となる。個々人のPDSを連携させれば、複数名による共同著作物にも対応することができるだろう。視聴者は個々のPDSにアクセスして作品を視聴する。このモデルの導入によって、大規模プラットフォームへのロックイン問題が若干緩和される可能性がある。

このモデルは、最終的には著作物個人と視聴者個人のN対Nのマッチングとなり、探索コストが増すため、メディアータ機能が必要になると考えられる。ただし、パーソナルデータにおけるPDSの議論と同様にそれは従来型の事業者である必要はなく、機械化、自動化されても構わない。

多数の個人によって高頻度に版が重ねられていく創作およびそのデータの管理・許諾については、PDSのトラッキング機能の利用が一案として考えられるが、極めて高次の改版がなされる場合、果たしてPDSで対応可能か否かは分からない。

著作物が素材として細切れに分割されて利用されることに対しては、著作物を予め超細分化してDRMを掛けておくことが技術的に可能であると考えられるが、著作物側がデータ分解の単位を定義すること

には問題もある。従来、著作物側と利用者側の分解方法や分解レベルのずれこそが、思いもよらない次なる創作やイノベーションの源泉であった。著作物側が分解の単位を定めた途端、これが制約されてしまう。データ利活用の可能性を事前に想定し切れない点は、パーソナルデータの課題と重なる。著作物の要素のバラ売りが想定されるようになると、著作物の制作方法や記録方法に革新が生じる可能性もあるだろう。

いったん世の中に公開された著作物データは、著作権者の許可なく第三者によって暗号化されてPDSに取り込まれ、他のPDSへ個別のかつ広範囲に頒布される恐れがある。検索可能暗号技術のように暗号データを検索できるような技術が必要となるだろう。

個人のPDSに著作物を含む多種多様なデータが存在するようになると、その情報を利用して趣味嗜好や生活スタイルをより詳細に分析する可能性も出てくるだろう。

5. まとめ

本稿は個人中心のモデルに着目し、PDSのシステムモデルを著作物に応用した場合について検討した。PDSモデルでは、個人が著作財産権を事業者に譲渡・信託せずとも管理・運用ができたり、包括許諾ではなく個別の条件設定を行うことができたりする。いくつかの課題はあるのだが、大規模プラットフォームに依存しない形態として同モデルの検討を深める意義があるだろう。ビッグデータ、IoT、人工知能などをキーワードに従来モデルの転換が各所で議論されているが、著作物の分野にPDSモデルが導入されると、この種の既存産業の従来の構造が今まで以上に大きく変容する可能性があるだろう。

謝辞： PDSに関する知見は東京大学「集めないビッグデータコンソーシアム」において得た。加藤(2015)の構想時にコメントをくださった橋田浩一教授、中川裕志教授に謝意を表します。

主要参考文献

[1] 橋田浩一(2014)「分散PDSと集めないビッグデータ」『人工知能学会誌』, Vol. 29, No. 6, pp. 614-621.
 [2] 佐古和恵(2014)「パーソナルデータエコシステム構築に向けて：自己情報コントロール権の実現」『情報処理』, Vol. 55, No. 12, pp. 1361-1367.
 [3] アレックス・ベントランド著、小林啓倫訳、矢野和男解説(2015)『ソーシャル物理学：「良いアイデアはいかに広がるか」の新しい科学』, 草思社。
 [4] Project VRM, <http://cyber.law.harvard.edu/projectvrm/>
 [5] 加藤綾子(2015)「分散PDSモデルの応用：個人を軸にした著作物管理・許諾システムに関する試論」, 社会・経済システム学会第34回大会, pp. 87-90.
 [6] 青木孝裕, 秋山智宏, 飯山裕, 伊藤直之, 小熊康之, 織田朝美, 加藤綾子, 木虎直樹, 黒木信彦, 佐古和恵, 竹之内隆夫, 中川裕志, 橋田浩一, 藤井絵美子, 松山鍊, 宮田智博, 安松健(2015)「個人情報を本人が管理するPDSシステムモデル：『集めないビッグデータコンソーシアム』における検討報告」, マルチメディア, 分散, 協調とモバイル(DICOM2015)シンポジウム, pp. 249-255.